

(参考様式第4号)

番 号  
年 月 日

市町村 長 殿

農業者団体等の名称  
代表者の氏名

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定 [変更の認定] の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項〔8条第1項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

### 1 事業計画

### 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- 1号事業（多面的機能支払交付金）
- 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

### 3 その他

- 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

### <施行注意>

変更の認定の申請の場合は、〔 〕内の記載に置き換えるものとする。

# 多面的機能発揮促進事業に関する計画

○○年○月○日

○○○組織

## 1 多面的機能発揮促進事業の目標

### 1. 現況

(例) 本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

### 2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 2 多面的機能発揮促進事業の内容

### (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） (農地維持支払交付金)
	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） (資源向上支払交付金)
○	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

### ② 実施区域

(例) 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

### (2) 活動の内容等

#### ② 2号事業

##### 1) 農業生産活動の内容

(例)

・集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。

※集落協定に基づく活動を行う場合

・個別協定「（別紙様式6）経営規模及び農業所得調書」の「1 経営規模」に記載のとおり。

※個別協定に基づく活動を行う場合

##### 2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

(例)

・集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のため に取り組むべき事項」に記載のとおり。

※ 集落協定に基づく活動を行う場合

・個別協定「（別紙様式7）協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 個別協定に基づく活動を行う場合

### 3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例)

- ・集落協定「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。
- ※中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定の認定日から4年経過後の最初の3月31日までの期間。
- ※中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

### 4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例)

- ・集落協定「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。
- ※中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定「(別紙様式7) 協定農用地の概要」に記載のとおり。
- ※中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

<施行注意>

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「2 (1) ②実施区域」、「2 (2) 活動内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する活動計画書  
 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、  
 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

ふりがな	
組織名	
ふりがな	
代表者氏名	
ふりがな	
所在地	

I.	地区の概要（共通）
----	-----------

## &lt;活動の計画&gt;

<input type="checkbox"/>	II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙○
<input checked="" type="checkbox"/>	III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙○
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙○
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の發揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙○

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

## &lt;施行注意&gt;

提出の際に( )内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

## I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

### 1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (共同)	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (長寿命化)	年度	年度	年	年度	年度
中山間地域等直接支払	年度	年度	年	年度	年度
環境保全型農業直接支払	年度	年度	年	年度	年度

### 2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面積※1					計	遊休農地面積	年当たり交付金額上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面支払		a	a	a		a	a 円
		a	a	a	a	a	a 円
中山間直払	傾斜		傾斜		傾斜		
農地面積	環境直払※2					a	a 円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化) の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

### 3. 実施区域位置図

別添1 「実施区域位置図」のとおり

### 4. 組織構成員一覧

別添2 「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

### 5. 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

#### <施行注意>

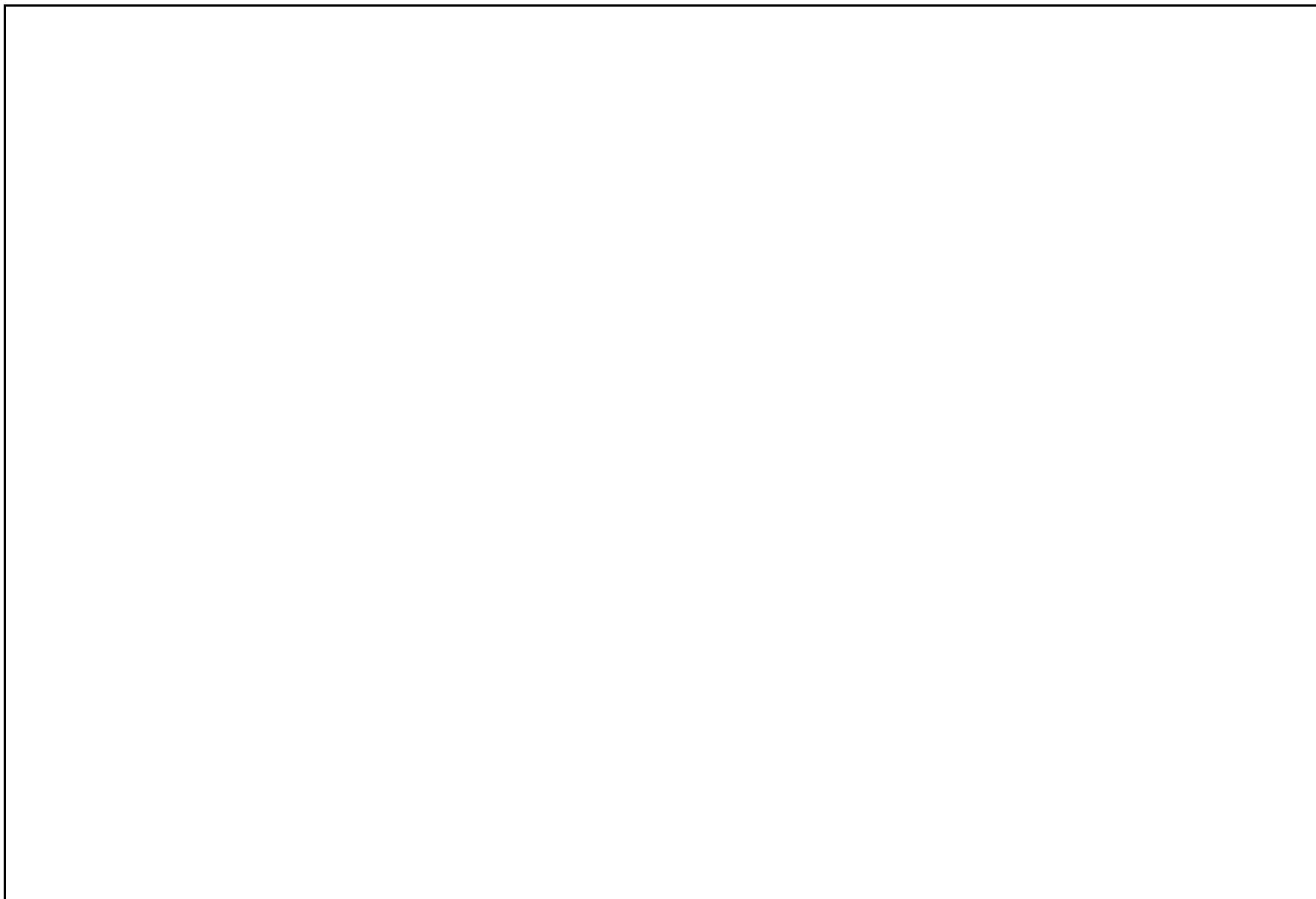
計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別添 1)

実施区域位置図

組織名称：\_\_\_\_\_

(  1号事業（多面支払）  2号事業（中山間直払）  3号事業（環境直払） )



(別添2)

### 構成員一覧

年　月　日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能 支払	中山間地域等 直接支払		環境保全型農業直接支払	国際水準GAPの実 施に係る取組意思 確認
				分類 番号	分類 記号		
							<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
							<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
							<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
							<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
							<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。

#### 多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

#### 中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
農業生産 組織	H	栽培協定
	I	その他の組織
	J	土地改良区
	K	水利組合
その他	L	非農業者(人)
	M	その他

#### 年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40~44歳
ウ	45~49歳
エ	50~54歳
オ	55~59歳
カ	60~64歳
キ	65~69歳
ク	70~74歳
ケ	75~79歳
コ	80歳以上

注1：「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。

注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。

注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのア～コから選択。

注5：「国際水準GAPの実施に係る取組意思確認」の欄は、各構成員に意思確認の上、□にチェックを入れる。

注6：「国際水準GAPの実施」とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の項目に係るGAPに関する指導・研修を通じ理解し、その理解に基づきGAPの取組を実施することをいう。

(別紙〇)

2号事業様式  
(中山間地域等直接支払交付金)

## 第1 集落協定の実施体制

### 1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏名
代表者	
書記担当	
会計担当	
共同機械担当	
土地改良施設担当	
法面点検担当	

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

### 2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす扱い手として指定する者

氏名	実施要領の運用第6の1の(1)のオの役割	活動の対象地区又は施設	活動内容

#### 当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数 (人)	協定参加者数 (人)	協定参加者に占める中核的リーダーの割合 (%)

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

## 第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該 当	内 容
(1) 農用地	
	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	④その他 ( )

該 当	内 容
(2) 水路・農道等	
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
	③その他（別途の規約）

第3 協定対象となる農用地  
(基本分)

(単位 : m<sup>2</sup>)

項目	協定農用地面積	田				畠				草地				採草放牧地			
		面積	交付基準(傾斜等)	単価	交付額	面積	交付基準(傾斜等)	単価	交付額	面積	交付基準(傾斜等)	単価	交付額	面積	交付基準(傾斜等)	単価	交付額
協定全体		急傾斜				急傾斜				急傾斜				急傾斜			
		緩傾斜				緩傾斜				緩傾斜				緩傾斜			
		高齢化率・耕作放棄率				高齢化率・耕作放棄率				草地比率の高い草地				特認基準			
		小区画・不整形				特認基準				高齢化率・耕作放棄率				交付対象外(混在地)			
		特認基準				交付対象外(混在地)				特認基準				交付対象外(混在地以外)			
		交付対象外				交付対象外(混在地以外)				交付対象外(混在地)							
	計																

(加算措置に取り組む場合)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算				
面積 (m <sup>2</sup> )		単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	加算額 (円)
田 1/20以上	畠 15度以上			
		10,000		
		9,000		

注1) 単価(円/10a)は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価(円)は、面積(m<sup>2</sup>)の千分の一の値に単価(円/10a)を乗じた額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (m <sup>2</sup> )		単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	加算額 (円)
田 1/10以上	畠 20度以上			
		6,000		
		5,000		

注1) 単価(円/10a)は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価(円)は、面積(m<sup>2</sup>)の千分の一の値に単価(円/10a)を乗じた額とする。

### 3 集落協定広域化加算

集落協定広域化加算								
面積 (m <sup>2</sup> )				単価 (円/10a)	面積×単 価 (円)	面積×単価の 計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地					
				3,000				
				2,000			2,000,000	

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (m<sup>2</sup>) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

#### 複数集落の統合状況

連携した集落名	既協定	対象農用地面積
合計		

注) 第4期対策に取り組んでいた集落は既協定欄に○を記載する。

### 4 集落機能強化加算

集落機能強化加算								
面積 (m <sup>2</sup> )				単価 (円/10a)	面積×単 価 (円)	面積×単価の 計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地					
				3,000				
				2,000			2,000,000	

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (m<sup>2</sup>) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

## 5 生産性向上加算

生産性向上加算								
面積 (m <sup>2</sup> )				単価 (円/10a)	面積×単 価 (円)	面積×単価の 計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地					
				3,000			2,000,000	
				2,000				

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (m<sup>2</sup>) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

#### 第4 集落マスタープラン（必須事項）

##### 1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

目指すべき将来像	
	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載）

注) ④を選択する場合は将来像を記載。

##### 2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策	活動計画（目標）
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
高付加価値型農業	
農業生産条件の強化	
担い手への農地集積	
担い手への農作業の委託	
新規就農者等による農業生産	
地場産農産物等の加工・販売	
消費・出資の呼び込み	
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
その他（自由記載）	（自由記載）

注) 体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

## 第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

### 1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

- 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設  
と同一。

該当	具体的に取り組む行為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。
	⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑩その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

### 2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具体的に取り組む行為	
①水路	ア) 水路清掃（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
②農道	ア) 簡易補修（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
③その他	

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壤流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・ 作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・ 共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

--

第7 交付金の使用方法等

1 交付金は、集落を代表して\_\_\_\_\_が市町村より受け取る。

2 次の通り支出する。

	項目	交付金使途の内容(項目)	金額
共同取組活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費		
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスターープランの将来像を実現するための活動に対する経費		
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費		
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費		
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3のとおり	

### 3 交付金の積立・繰越しに係る計画

#### ① 交付金の積立

##### (ア) 積立計画

	年度	年度	年度	年度	年度
積立予定額					
積立累計額					

##### (イ) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度：\_\_\_\_\_年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額：\_\_\_\_\_円
- 用途：\_\_\_\_\_に要する経費（具体的に記入）

##### ② 次年度への繰越し

- 繰越予定年度：\_\_\_\_\_年度（当該年度の翌年度）
- 繰越予定額：\_\_\_\_\_円
- 用途：\_\_\_\_\_に要する経費（具体的に記入）

### 4 次のとおり支出する。

個人配分分	金額
	(配分割合： %)

#### 【体制整備単価の場合に使用】

### 第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項） 集落戦略を作成する。

該当	取り組むべき事項
	別紙様式2に定める集落戦略を令和6年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
	①棚田地域振興活動加算	年度～ 年度		
	②超急傾斜農地保全管理加算	年度～ 年度		
	③集落協定広域化加算	年度～ 年度		(人材の確保後記入) 氏名等 ○○ ○○
	④集落機能強化加算	年度～ 年度		
	⑤生産性向上加算	年度～ 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

(別紙様式2)

## 1 農用地の内訳等及び集落戦略（協定農用地の将来像）

- 注1) 「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限（当該年度の6月30日、令和2年度においては8月31日）までに協定農用地が存する市町村長に提出する。

注2) 「集落戦略」は、「農用地の内訳等」を含むものとし、集落戦略の作成後は、協定農用地が存する市町村長に提出するとともに、令和6年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

注3) 「集落戦略」は、体制整備単価の場合に使用する。

注4) 集落戦略の作成に当たっては、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、現状の見える化をするなど円滑な話しを行い、合意形成を図る。なお、上記の地図においては、以下に例示される事項を記載するとともに、活動を実践するものとする。

  - ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
  - ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
  - ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
  - ④ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

上記表は以下の表に従って記載するものとする

項目		概要
(1) 農用地の内訳等	①複数の加算の交付を受ける場合の加算を適用する順序	右の選択肢より記入 棚田地域振興活動加算 超急傾斜農地保全管理加算 集落協定広域化加算 集落機能強化加算 生産性向上加算
	②農業生産活動等の体制整備の取組（集落戦略の作成）の有無	該当するものに○を記入
③現況	地域区分	右の選択肢より記入 通常地域（8法内） 通常地域（8法以外で棚田法の交付対象農用地） 特認地域
	一団の農用地名	一団の農用地名を記入
	団地名	団地名を記入
	地番	地番を記入
	地目	右の選択肢より記入 田 畑 草地 採草放牧地
	面積(㎡)	面積を記入
	交付基準（傾斜等）	右の選択肢より記入 急傾斜 緩傾斜 小区画・不整形 草地比率の高い草地 高齢化率・耕作放棄率 特認基準 交付対象外（混在地） 交付対象外（混在地以外） 協定に含めない管理すべき荒廃農地
	④基礎・体制整備単価	10a当たりの単価(円) 交付額(円)
	⑤加算の適用	第1～第5順位加算 定めた加算の順位に基づき、該当する加算に○を記入
	⑥農用地の管理	農用地の現況 右の選択肢より記入 耕作地 維持管理農用地 荒廃農地 限界的農用地 被災地 土地改良通年施行実施農用地 その他（具体的に記入）
	具体的活動内容	農用地での活動内容を記入
(2) 集落戦略	⑦管理者	農用地の管理者を記入
	⑧個人配分を受ける所得超過者の引受地	該当するものに○を記入（別紙様式7と整合を図る）
	農用地の将来像（6～10年後を想定して記入）	該当するものに○を記入

## 2. 集落戦略（集落の将来像）

### 2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
	担い手等が確保できており、耕作を継続していく
	農業者（協定内）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】
	農業者（協定外）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
	担い手等が確保できているが、全ての委託希望は受けられない
	農業者（協定内）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】
	農業者（協定外）【具体名：〇〇】
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
	担い手等が確保できていない
	耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある
	耕作を継続していきたいが、農業所得が低い
	耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている
	鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している
	集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている (具体的に記載) 具体的な内容：〇〇～
	その他（自由記載）

### 2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
	耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要
	協定内で担い手を育成・確保
	農業者
	農地所有適格法人、農業生産組織等
	新規就農者
	協定外で担い手を確保
	農業者（協定外）
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
	基盤整備等により耕作条件を改善
	農産物の高付加価値化により所得の向上を図る
	新たな作物の導入により所得の向上を図る
	省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る
	耕作継続が困難な農用地の林地化
	放牧利用による農用地の管理
	鳥獣被害防止対策の実施
	集落の自治（コミュニティ）機能の強化
	その他（自由記載）

## 2－3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2－2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
	他の協定との広域化を考えたい
	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
	その他（自由記載）

## 2－4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2－2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

--

## 2－5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
	農地所有適格法人が支援する【具体名：〇〇】
	J Aが支援する【具体名：〇〇】
	集落営農組織が支援する【具体名：農林水産営農法人】
	農業者が支援する【具体名：〇〇】
	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
	その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。

## (別紙様式3)

## 協定対象施設の管理方法

区分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の代表者
用水路	(水路の延長： m)			
排水路	(水路の延長： m)			
道 路	(農道の延長： m)			

## 農業所得の確認に関する承諾書

住 所	氏 名 (農 業 者)

注1) 「農業所得の確認に関する承諾書」は、実施要領第6の1に基づき、交付金の交付の対象となる者を確認するために市町村が行う必要な調査において、農業者から農業所得に関する情報の提供、市町村が保有する所得に関する関係書類の閲覧及び関係機関への照会の承諾を得ることが目的であり、様式についてはこの限りではない。

注2) 承諾のない場合は、交付金の交付の対象者となることが確認できないため、本交付金の実施ができない場合がある。

注3) 対象者は、個人又は一戸一法人で、協定に位置づけられている農用地の管理を行っている者。